

1. 保育士確保と待機児童の早期解消について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三でございます。

保育士確保と待機児童の早期解消について質問をいたします。

先ほど、待機児童の背景、あるいは施設の整備について、浜崎委員のほうから質問がありましたので、その部分を割愛させていただきながら、質問させていただこうと思います。いずれにいたしましても、保育需要の急激な高まりに設備の努力が追いつかないというふうな状況が見えてきておりますけれども、しかし、この受け皿不足の問題は施設のほうだけにあるわけではありません。保育園は、保育士がいないと機能いたさないということでもあります。保育士には配置基準があり、保育所の必要数が満たされなければ、認可定数があっても児童を受け入れることができないことになっております。県内の保育所の実際の利用者数は、認可されている定員数を下回っております。これは、地域によっては利用者のほうが少ないところもありますけれども、待機児童の多いところでは保育士が確保できずに定員を満たすことができない現状もあります。あるいは、利用申し込みがあふれている状況の中で、定員をふやしたい、しかし保育士の確保が不安で定員の増ができないという状態の保育園もあります。いずれも保育士不足が課題となっております。都市圏では、保育士の奪い合いが問題になっているとも聞きますが、そもそも絶対数が不足しているからだと考えております。保育士の不足を招いている原因はさまざまな点にあらうと思えますけれども、保育士確保のためには、給料を初めとする処遇改善が最も重要ではないかと考えております。

そこで、まず最初の質問ですけれども、保育士の月給は、全職種の平均と比べて約十一万円低いと聞いております。保育士確保や保育士定着のためには、保育士の処遇改善が必要であります。保育士の処遇改善についてどのような取り組みがなされているのでしょうか、お聞きいたします。

○上村子育て支援課長 保育士の処遇改善につきましては、平成二十七年度からスタートしております子ども・子育て支援新制度により、給付におきまして職員給与費の三%アップ、国家公務員の給与改定に準じた単価の改定、保育士

のキャリアに応じた賃金改善等の加算が行われているところです。

また、ニッポン一億総活躍プランにおきまして、平成二十九年度から二%相当の処遇改善を行うとともに、技能経験を積んだ保育士には月額四万円程度を引き上げるとされております。

県では、保育士確保のために、保育士の処遇改善、それに伴う必要な財源の確保について要望しております。

○平井一三委員 保育所の実施主体というのは市町村でありまして、県や国は総合的な支援を行う立場でございます。

県としては、さらなる処遇改善を強く国に求めていると思っております。その保育士の処遇改善のための加算を受けている現場の保育園の声でありますけれども、保育士が職業を選ぶときにやりがいなどで選ぶ方もおられますが、多くの方はまずは初任給とか、月給を見るということで、賞与、つまりボーナスから見るという人は余りいないと思います。ボーナスというのは上がったったり下がったりということがあるということであります。保育園を運営されている方は、国の処遇改善が今後も継続されるのか不安があって、一時金として支給する傾向があるように聞いております。本当は初任給とか、月給のほうに反映させたいと。そうすれば募集条件もよくなって、保育士を職として選んでくれる方もふえるというお話でございました。

そこで、お聞きをいたします。保育園では、保育士を確保するため給料を上げたいが、国の処遇改善が今後も継続されるか不安であると。ですから、なかなか固定給を上げにくいという話を聞きます。これらの処遇改善は恒久的な仕組みとして実施されるのでしょうか、お聞きいたします。

○上村子育て支援課長 保育士等の人件費は、保育所等施設への給付費に組み込まれております。処遇改善として実施された単価の改定や各種加算、これは継続して支給されてまいります。なお、国のほうから、処遇改善等の加算分については手当や一時金ではなく基本給に反映することが望ましいとの取り扱いが示されているところでございます。

県では、保育の実施主体である市町村に対しまして、保育所等施設における処遇改善等加算の取り扱いについて周知を行ったところです。

○平井一三委員 御説明のように、保育所に十分その制度の内容が伝わっていないところがあるんじゃないかなという気がいたしております。引き続き、保育園、現場に対する周知徹底をお願いしたいと思います。

保育園では、求人の募集をかけましても、なかなか人が集まらないと。いわゆる潜在保育士、保育士の資格を持ちながら働いていない人が地域ではもういないのではないかと、それぞれの園ではもう探し尽くしたのではないかと、そう感じておられる保育園がたくさんございます。あるいは、保育士のお仕事を探されている方の中でも、事情によってフルでは働けないという方が多くおられます。働く人の求める条件と保育園が求める条件とがなかなかかみ合わない。例えば、週のうち三日、四日ではどうかという話、あるいは早朝はちょっと都合が悪いとか、夕方は早く帰りたいとか、そのような都合があって、なかなかマッチングがうまくいってないという話をよく聞きます。多くの保育園が保育士確保のため、それぞれ独自に情報を収集して、出産や育児などによって、その幼稚園を離職された潜在保育士を探していると聞いておりますけれども、県では、潜在保育士の復職に向けて、どのような取り組みを行っておられるでしょうか。

○上村子育て支援課長 県では、結婚や出産等で保育現場を離れている方々に復帰をしていただくために、平成二十三年度から保育士有資格者現場復帰研修会、それとか体験実習というものを実施しております。

また、平成二十五年七月から開設しております保育士就職支援センターにおいては、保育現場に詳しい経験者をコーディネーターとして配置をしております。再就職希望者への相談対応、それからマッチングを行っております。

さらに、今年度から保育士として再就職する際に必要な資金の貸し付け、それから未就学児を持っておられる潜在保育士に対する保育料の一部貸し付けなどを行う保育士就職支援貸付制度というものを開始しております。こういうものを使って、再就職支援を図っているところです。

○平井一三委員 それでは、お尋ねをいたします。保育士就職支援センター、ここの実績はどのようになっておりますでしょうか。

○上村子育て支援課長 求職件数、仕事を探しておられてセンターに登録された件数でございますけれども、平成二十五年度が五十四件、二十六年度が五十一件、二十七年度は二十九件です。それから、求人の方の件数でございますけれども、平成二十五年度が二百七件、二十六年度が二百五十七件、二十七年度が二百十二件でございます。このうち、就職された方々の数ですけれども、平成二十五年度が四十三人、二十六年度が四十一人、二十七年度が二十七人です。

○平井一三委員 せっかくの保育士のための就職センターでありますけれども、年々就職数が低下しているようでございます。これまでのやり方では、つまり待ちの姿勢ですね。来るのを待っていると。これでは手詰まりになってきているのではないかと考えております。就職センターでの求人と就職者のマッチングは、双方の情報が多ければ多いほど効果的にできるものと考えます。地域で独自に求人のために情報収集している保育園のためにも、ここは県が総合的な支援という役割を果たすべきと考えますが、そこで質問をしたいと思います。

先ほど、実績をお聞きしましたが、保育士就職支援センターにおける就職件数が少ないと思います。多くの保育園が保育士を必要としている現状から考えますと、就職支援センターにおいて、潜在保育士の掘り起こしなど取り組みを強化する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○上村子育て支援課長 県では、これまでも県の広報媒体、それからハローワークと関係機関等との連携によるセンター事業の周知を図ってきているところです。今後は、さらなる広報周知というものが、潜在保育士の掘り起こしを強化するためには必要であると考えております。このため、これまでの取り組みに加えまして、新聞を通じたセンター事業の周知、それから今年度から現場の保育士を通じた潜在保育士への働きかけ、こういうものを行うほか、ハローワークでの出張相談会も実施していくこととしております。今後とも、潜在保育士の復帰を呼びかける新たな方策を研究し、再就職支援の強化に取り組んでまいります。

○平井一三委員 今、広報を強化するという答弁いただきましたけれども、これも大変大切だと思っておりますけれども、今行っているような周知の方法だけでは、潜在保育士の掘り起こしはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。

そこで、お聞きをいたしますけれども、潜在保育士の掘り起こしについては新たな方策を研究しているということでございますけれども、新たな方策として、現在どのようなことを考えておられるでしょうか。

○上村子育て支援課長 潜在保育士の方々に復帰を呼びかけるためには、潜在保育士の方々の離職理由、それから再就職の意向の有無、その実態を把握することが必要だと考えております。このため、県では、潜在保育士の実態把握について、県の保育協会、それとか県の保育士会と協議をしているところでございます。

○平井一三委員 まず、実態把握が必要ということでございますけれども、その方法はまだ検討中ということであります。保育士は登録制でありますので、現在約六万名の方が登録されていると聞いておりますけれども、認可保育所に従事されているのは、そのうちの約一万八千名ということで、多くの潜在保育士がおられるのではなからうかなと思っております。その活用が望まれるわけでありまして、この保育士の確保というのが喫緊な課題であります。早急に実態を把握して、潜在保育士掘り起こしに取り組むべきと思っておりますけれども、ここで部長はどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○小山福祉労働部長 この潜在保育士の方々に復帰を呼びかけてまいりますためには、まず、この潜在保育士の方々がどうして離職をされたのか、そして、今なぜ現に再就職されていないのか、そういった実態を把握することが必要であると考えております。このため、そういった潜在保育士の実態を把握をいたしまして、再就職につなげていくためには、どのような方法で調査を行うことが効果的であるのか、こういったことについて現在、県の保育協会、あるいは県の保育士会と協議を行っておるところでございますので、できるだけ早期に実

態把握の方法を決定をいたしまして、潜在保育士の掘り起こし、これに取り組んでまいりたいと考えております。

○平井一三委員 先ほども申しあげましたように、就職支援センターでの求人と求職者のマッチング、これは双方の情報が多ければ多いほど、非常に効果的に効率的にできるものと考えられるということでもありますけれども、できるだけ多くの情報を集めてデータベース化するなど、効果的な方法を講じていただきたいと思っております。

そして、次にちょっと質問を変えまして、保護者の方々、保育園に子供を預けるための活動、いわゆる保活で苦労されている方々の悩みをお伝えしながら、質問をしたいと思います。

保護者の中には、保育園に入るための活動、いわゆる保活をする中で、一歳までは自分で育てたいと思っておっても、保育園に入れないかもしれないとの不安から、育児休業を短縮し、比較的入園しやすい零歳から保育園に通わされている方がいると聞いております。保育園に入園するため、育児休業を切り上げるといふ、このような現状はいかがなものかなと思つてるところであります。取得できる育児休業期間中は育児に専念したいという保護者の思いをかなえるべきであろうと思っておりますが、この件につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○上村子育て支援課長 育児休業期間中に安心して育児に専念したいという保護者の方の思いをかなえるためには、職場復帰をする際には、確実に保育所に入所できるということが必要だと思つます。つまりは、保育の受け皿を拡大し、待機児童を解消することが必要であると考えます。

県では、待機児童の解消に向け、市町と協議をしながら、保育所等施設整備、それから、保育士確保対策を進めているところでございます。

なお、国では、平成二十九年度の新規事業としまして、保育所入所の不安を解消するため、保育園の入園予約制の導入という支援を打ち出してあります。この事業の詳細についてはまだ不明でございますけれども、このような国の支援メニューも活用しながら、安心して子育てができ、仕事と子育てが両立できる環境整備を進めてまいります。

○平井一三委員 国でも、保護者の不安解消のために新たな保育園の入園予約制度を進めると、そのための支援を行うということでもありますけれども、受け入れる保育園にとってみれば、利用申し込みが集中する中、数カ月、半年先に入園する児童のために定員をあけておくということは保育園の経営の面からは非常に厳しいと聞いております。入園予約制導入支援事業が、保育園の事情にも十分配慮した事業となるように、私のほうから要望しておきたいと思います。

さて、保護者が安心して育児に専念できる環境をつくるには、やはり待機児童の早期解消が必要とのことでありました。県として、待機児童の早期解決に向けて、今後、具体的にどのような取り組みをするのでしょうか、お答えを求めます。

○上村子育て支援課長 県では、これまで福岡県子育て応援基金、それとか国の保育所等整備交付金、こういうものを活用しまして、平成二十一年度から、これは基金が創設された年度からですけれども、平成二十一年度から平成二十七年度までに一万七千八十四人分の定員増を図ってきておるところでございます。平成二十八年度におきましては、三千四百五十四人分の定員増を予定しておるところでございます。待機児童が増加してる市町では、将来の保育事業について先行きが見えない、それから、必要な数の保育士確保に不安があるという理由で、大規模な保育所等施設の整備に踏み込めないというところが現実としてあります。このため、県では、比較的少額の投資で早期に対応できる小規模保育事業の活用を市町に個別に働きかけるほか、今年度国においてスタートしました企業主導型保育事業制度について、市町と連携し、企業・団体への周知広報を行い、活用促進を図っているところでございます。あわせて、保育士確保として、今年度新たに開始しました保育士就職支援貸付制度の活用促進、保育士就職支援センターにおける再就職支援の強化などを進めているところでございます。

○平井一三委員 最後に、待機児童解消に向けた部長の決意をお聞きしたいと思います。

○小山福祉労働部長 県では、この待機児童を解消いたしますため、保育の実施主体でございます市町村と連携をいたしまして、保育所等施設整備による定員増を図ってきておるところでございますけれども、保育事業の急激な高まり、これによりまして、福岡都市圏を中心に待機児童が増加しているという状況にあるわけでございます。このため、先ほど課長も申し上げましたとおり、待機児童が増加しております市町村に対しまして、小規模保育事業の活用、これを個別に働きかけてまいりますとともに、企業主導型保育事業につきましても、市町と連携し、企業・団体、こういったところに広報周知することにより、さらなる活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、保育士確保のため、保育士就職支援貸付制度、この活用の促進や保育士就職支援センター、ここにおきます再就職支援の強化など、潜在保育士の再就職促進、また保育士の就業継続支援、この取り組みを進めてまいります。あわせて、国に対しましては、保育士の処遇改善や必要な財源の確保を引き続き要望してまいりたいと考えてございます。このような取り組みを通じまして、県民の方々が安心して子供を生み育てることができる社会を目指しまして、市町と連携をいたしまして、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えてございます。

○平井一三委員 部長から、待機児童解消に向けての決意をいただきました。待機児童の解消のためには、先ほど来ずっと議論しておりますけれども、保育士の確保が非常に重要であろうと思っております。その保育士を確保するためには、まず、即戦力となり得る潜在的な保育士を掘り起こして、そのような方々に活躍をしてもらうことが一番早い近道といたしますか、即効性があるんじゃないかなと思っております。この件につきまして、先ほど部長にも御答弁いただきましたけれども、県にとっても非常に喫緊の課題であろうと、私は思っており、来年度の予算にも関係してくると思っておりますので、知事にこの件につきましてお聞きをしたいと思うところでございますので、知事保留をお取り計らいいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上忠敏委員長 ただいま平井委員から申し出のありました知事保留質疑を認めることにいたします。

なお、知事保留質疑は十一月四日金曜日に行う予定でありますので、御了承願います。（拍手）

【知事保留質疑】

○平井一三委員 おはようございます。自民党県議団の平井一三であります。

保育士確保と待機児童の早期解消について、小川知事にお聞きいたします。

福岡県は、平成三十一年度までに待機児童ゼロを目標に掲げられております。保育園の施設整備を行い、施設定員の増、利用者の増を図ってこられました。しかし、保育需要の急激な高まりによりまして、平成二十七年度からは逆に待機児童が増加をしております。保育士がいないと園児の受け入れができませんし、定員をふやすこともできません。一部の都市部では、保育士の奪い合いが発生しているとも聞いております。保育士の絶対数が不足しているということが原因であろうかと思っております。保育士対策が本当に急がれるところであろうかなと私も思っているところでございます。

保育士確保のために、保育士の処遇改善に加えて、即戦力となります潜在保育士の現場復帰を多くの保育園が望んでおります。県内には約六万人の方が保育士の登録をされておりますけれども、認可保育園に勤務されておられるのは、そのうち約三〇%と聞いております。多数の潜在保育士がおられますので、その掘り起こしをやっていくべきであろうと思っておりますが、知事はどのようにお考えかをお聞きしたいと思えます。

○小川知事 保育の現場を離れておられます潜在保育士の方々は、保育士としての経験、ノウハウをお持ちでございます。そういうことから即戦力として活躍をいただける重要な存在であると、このように認識をいたしております。このため、潜在保育士の方々が離職をされた理由、今後再就職をされる意向があるかなどにつきまして、その実態を把握し、再就職に向けて働きかけを行うとともに、再就職の御意向のある方々に対しましては、県保育士就職支援センターにおきまして専任のコーディネーターによりますきめ細かな御支援を行い、現場復帰に向けた取り組みを一層強化させていただきます。

○平井一三委員 保育士の確保というのは喫緊の課題であろうと思っております。潜在していますその保育士の掘り起こしをしていただいて、そしてなおかつ保育園との間のマッチングをしっかりと図っていただく、これが大切である

うと思っております。

今事業を開始したとしても、この効果が出てくるのに一年、二年はかかると思います。実態の把握というのは、遅くとも来年度には始めていただかなければ間に合わないと思っておりますけれども、この件につきまして知事のお考えを聞きたいと思っております。

○小川知事 先ほど申し上げましたように、保育士の確保というのは喫緊の課題でございます。早急に潜在保育士の方々の掘り起こしを行い、保育園とのマッチングを進めたいと考えております。このため、現在、潜在保育士の実態を把握し、その就職につなげていくために、どのような方法で調査を行うことが効果的であるかにつきまして、県の保育協会や県の保育士会と協議を行っているところでございます。できるだけ早期にこの実態把握を実施させていただきまして、潜在保育士の現場復帰につなげていきたいと考えております。

○平井一三委員 知事には大変前向きな御答弁をいただきました。大変ありがたいと思っております。しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。（拍手）

2. 子供のスポーツ活動を支える指導環境について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三であります。

子供のスポーツ活動を支える指導環境について質問をいたします。

東京オリンピック・パラリンピックを四年後に控え、国のスポーツの振興とレベルアップを目指すスポーツ庁が設けられまして、国民のスポーツ熱は大変高まっております。国のスポーツレベルを向上させるためには、ゴールデンエイジと呼ばれる多くの子供たちがいろいろなスポーツを経験し、スポーツを好きになることで、スポーツの底辺が広がることが必要不可欠だと思っております。

す。そして、活発なスポーツ活動に取り組んでいる中で、子供たちの才能を見出し、育てていくことが重要であると考えております。

そのためには、子供たちのスポーツ環境を整えることが必要であります。特に、日々のスポーツ活動の中で子供たちを指導していただいている指導者の存在は大変重要であると考えています。精神的なトレーニングではなく、子供たちの成長に沿った、スポーツ理論に基づいた指導が求められております。ここでは、子供たちにかかわりのある地域スポーツクラブと学校の運動部活動について、指導者の現状、あるべき姿、今後の県の取り組み等についてお聞きをしたいと思います。

まず初めに、地域スポーツクラブ活動についてお聞きをいたします。地域での子供たちのスポーツ指導は、体育協会公認のスポーツ指導者や、あるいは地域のスポーツ指導員、子供たちの保護者などが担っておられます。指導者に求められる専門的な知識はどのようなものでしょうか。そして、このような知識を備えるために、資格の取得や受講すべき講習会はどのようなものがあるでしょうか。また、所管の部署、団体はどのようになっているかをお聞きいたします。

○篠原スポーツ振興課長 指導者に求められる専門的な知識といたしましては、それぞれの競技の専門的指導力のもとより、発育、発達段階に応じた指導やスポーツ障害を起こさないトレーニング方法など、スポーツ医科学に基づく知識が求められていると考えております。

指導者資格といたしましては、日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づきまして、初心者指導を行う指導員から、ナショナルレベルの指導を行う上級コーチなど、さまざまな資格がありまして、それぞれの資格によりまして取得に必要な講習内容、講習受講時間、また経費は異なっております。

この公認スポーツ指導者の所管でございますけれども、公益財団法人日本体育協会が所管をしております。また、県ではスポーツ振興課と教育庁体育スポーツ健康課が県体育協会と連携いたしまして、その資格取得の促進を行っているところでございます。

○平井一三委員 求められます指導者の能力、これはスポーツの種目によっても、それぞれの種目における達成レベルの状況によっても異なってまいります。スポーツを始めたばかりの子供たちへの基本的な指導があり、成長に伴うスキルアップに対応するための専門的な技術指導も必要であると聞いております。このようにレベルに応じた指導者の養成について、現状はどのようになっているのでしょうか。指導者の需給状況、指導者の養成の環境等についてお聞きをいたします。

○篠原スポーツ振興課長 各競技の指導内容につきましては専門性が非常に高いため、その指導技術につきましては各競技団体が主催いたします研修会への参加を促進しているところでございます。しかし、地域の実情を見ますと、こうした指導者としての基礎的な知識やレベルに応じた指導を行うことができる指導者の数は十分ではないと認識をしているところでございます。

○平井一三委員 今、指導者の数が十分でないとお答えがございました。しかし、競技団体主催の大会等では、有識者、指導者の存在が必須条件となっている競技もあると聞いております。

このような制度が設けられた背景にはどのようなものがあるのか。このような制度が必要であれば、指導者の数をふやし、広くスポーツ全般に普及させていくべきと考えますが、県はどのようにお考えでしょうか。

○篠原スポーツ振興課長 競技大会の参加に基づきまして、有資格指導者の存在が必須になっているということでございますけれども、これにつきましては近年、勝利至上主義に偏った指導や指導者の体罰、暴言など行き過ぎた指導、さらには非科学的な指導が、子供たちのスポーツ離れやスポーツ障害の一要因となることが危惧されております。このことから、競技団体によっては子供の実態に応じた適切な指導の普及を図るために、大会参加の際に有資格指導者の存在を義務づけるようになってきているものと認識をしております。

県としましては、指導者の皆さんに対しまして、専門的な指導力やスポーツ医学に基づきます指導法を身につける必要があるとの認識を持っていただき、

指導者資格も取得していただけるように、競技団体等関係機関、団体と連携をいたしまして働きかけを行っているところでございます。

○平井一三委員 今、指導者の皆さんに指導者資格を取得していただけるように働きかけを行っているということでございましたけども、地域のスポーツクラブの指導を行っておられますのは保護者や地域のボランティアの方が大半であります。指導者資格を取得するためには、多くの費用や日数がかかるとも聞いております。スポーツ人口をふやしていくためには、指導者の人口もふやしていく必要があると考えておりますので、指導者の養成について県はどのように取り組んでいかれるかをお聞きいたします。

○篠原スポーツ振興課長 県といたしましては、県立スポーツ科学情報センターや県体育協会と連携をいたしまして、全ての競技の指導者が最低限共通して身につけておくべき内容、具体的にはスポーツ医学に基づきますトレーニング方法やスポーツ障害の予防に関する研修会を開催することによりまして、指導者の養成を図っているところでございます。

今後もこれらの研修会をさらに充実させるとともに、地域のスポーツ指導者の皆さんに広く参加を呼びかけまして、地域スポーツ指導者の養成とその資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

○平井一三委員 それでは次に、学校の運動部活動についてお聞きをしたいと思っております。

学校の運動部活動は、広く子供たちがスポーツをする機会を確保していく上で大変重要な役割を担っていると私は思っております。それだけに、運動部活動の指導内容や到達レベルに関しても、地域スポーツ競技団体と同等であってほしいと思っております。

学校の運動部活動における有資格者の配置についてお聞きをしたいと思っております。学校の運動部が中体連等学校体育団体主催大会に参加する場合、あるいはスポーツ団体主催の大会へ参加する場合は、有資格者の存在が必要要件となっていないこととありますけれども、地域スポーツ競技団体が参加する場合と取り扱いが異なるのは、どういう理由からでしょうか。

○井上忠敏委員長 寺崎体育スポーツ健康課長。

○寺崎教育庁体育スポーツ健康課長 地域スポーツ競技団体と取り扱いが異なる理由でございますが、中体連主催大会では、その大会名を中学校体育大会としております。つまり、学校教育活動の一つであります体育授業の延長線上にある大会でございます。体育振興を一つの目的とした大会となっております。また、学校の教員は、教員養成のための専門的なカリキュラムを受けて教員免許を取得しております。救急救命法や人材育成等の研修を受け、日々教育者としての資質能力を高めておりますことから、中体連大会など学校体育団体主催大会においては、スポーツ指導者としての資格を必要要件としていないものと考えております。

○平井一三委員 今、運動部活動の顧問教師は、教育者としての資質能力を高めているため、スポーツ指導者としての資格は必要ではないという御答弁がありましたけれども、それでは、運動部活動の顧問教師に求められるスポーツ指導者としての資質や能力はどのようなもののでしょうか、お聞きをいたします。

○寺崎教育庁体育スポーツ健康課長 スポーツ指導者としての資質、能力でございますが、指導者は、生徒とのコミュニケーションの充実によりまして、練習の目的や内容、方法等を理解させていくことが重要であることから、コミュニケーション能力などの生徒理解に基づく指導力が必要であると考えております。

○平井一三委員 顧問教師の研修会等を通じて指導力の向上に努めているということでもありますけれども、スポーツの経験のない先生が顧問をされている場合も多く、専門的な技術指導の面で物足りなさがあるといった現場の声をよく聞きます。

そのような中で、現在外部指導員が一校当たり一名、月一回派遣をされて指導に当たられていると聞いておりますけれども、これで現場のニーズに十分応えられているのでしょうか。

○寺崎教育庁体育スポーツ健康課長 運動部活動は多くのスポーツ種目があります。また、生徒の志向が、楽しみ志向でありますとか競技志向など多様でございます。顧問教員の競技経験の有無に差があることも、多様なニーズがあるというふうに考えております。このような状況から学校内の力だけでは対応が困難であるため、外部指導者を活用しまして、生徒に対する専門的な技術指導に加えまして、顧問に対して練習計画の作成、また技術指導の際のポイントなどの助言を行うこと、あるいは一名の外部指導者が複数の運動部活動を指導することなどによりまして、学校のニーズに一定程度応えることができていると認識をしております。

○平井一三委員 今、学校のニーズに一定程度応えることができているという御答弁がありましたけれども、いろいろなところで不十分であるという声を聞くのはなぜかなと思っているところで、一部のうまくいっている学校の事例ではないかとも思っております。この件につきましては、これ以上追及いたしませんけれども、実態をしっかりと把握していただいて、今後の政策に反映していただきたいと思っております。

学校の先生は本当に大変忙しいということは、私も理解をしております。このような中で運動部の活動を継続していくためには、外部指導者の活用が今後の大きな課題であるとも思っております。先ほど、学校の運動部活動は学校教育の一環であると答弁がありました。指導者に相応の知識、能力も求められます。今後、外部指導者の活用について、どのように対応していく計画でしょうか。

○寺崎教育庁体育スポーツ健康課長 運動部活動は学校教育の一環でありますことから、学校の教育目標や教育方針を外部指導者に理解していただく必要がございます。そのため現在、県教育委員会では外部指導者を対象としました研修会を実施するとともに、各学校で実施します顧問会議に外部指導者を参加させるように促しております。

また、運動部活動のあり方について協議します運動部活動検討委員会を県で設置しておりまして、外部指導者活用に関する課題や効果的な実践等について

検討するとともに、今後その検討内容を県内の各学校に周知をすることとしております。

○平井一三委員 次に、スポーツ振興課と教育庁の両方に同じ質問をしたいと思っております。

地域スポーツクラブと学校の運動部活動では、目的や活動内容について当然異なる場所があると理解をしておりますけれども、子供たちにスポーツ指導を行います指導者の資質、能力の向上を初め、子供たちのスポーツを指導する環境整備、これは同じように進めるべきだろうと考えております。また、地域で育った指導者が学校の部活動とも連携していくような、地域と学校が一体となった子供のスポーツ活動の支援体制づくりも必要であろうと思っております。

そこで質問でありますけれども、スポーツ指導者の育成と指導体制のあるべき姿、今後の方向性について、スポーツ振興課と教育庁にお聞きをいたします。

○篠原スポーツ振興課長 全ての子供たちが、学校や地域に関係なく、それぞれの発達段階やニーズに応じた適切な指導を受けることができるようにすることは県としても目指すべき姿であり、そのために指導者の養成、確保を図ることは重要であると考えております。

今、国におきましては、日本体育協会を中心に、スポーツ指導者として最低限の資質、能力を身につけることができるカリキュラムを作成いたしまして、これを公認指導者養成や教員養成系大学、また教員現職研修における導入が進められているところでございます。今後、県としましても、このカリキュラムを参考にしながら、県、そして関係機関、団体が実施する研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

そして、地域スポーツのコーディネーター役でありますスポーツ推進員の皆さんや各競技団体等と連携いたしまして、新たな指導者の掘り起こしを行いますとともに、指導者の皆さんに研修への参加を促進し、指導者の養成、確保にも努めてまいりたいと考えております。

また、こうした研修会によりまして養成した指導者の皆さんをリーダーバン

クに登録することによりまして、学校や地域、そして指導者のマッチングを推進し、子供のスポーツ活動の環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

○寺崎教育庁体育スポーツ健康課長 学校の運動部活動につきましては、顧問教員のみならず運営指導を任せるのではなく、学校組織全体として指導体制を構築することが重要であると認識をしております。その一つとして、今後も学校だけでは補えないところについては必要に応じて外部指導者の活用など、地域と連携を図りながら指導体制を充実させていくよう促してまいりたいと考えております。

また、来年度、国が運動部活動のあり方に関する調査を行いまして、その調査結果を受け、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定する予定でございます。県教育委員会としましては、そのガイドラインの内容を踏まえ、各種研修会における研修内容の充実を図りますとともに、校内の研修会などにおきまして、関係者へ研修内容の周知を図り、顧問教員の資質向上及び外部指導者の効果的な活用に努めてまいりたいと考えております。

○平井一三委員 最後に、人づくり・県民生活部長にお聞きをしたいと思いません。

スポーツ振興課と教育庁体育スポーツ健康課に、今、地域スポーツクラブと学校の運動部活動について、指導者の現状、あるべき姿、今後の県の取り組み等についてお聞きをいたしました。研修会の充実や新たな指導者の掘り起こし、リーダーバンクへの登録など前向きな答弁をいただいたところでありますけれども、子供たちのスポーツ指導環境はまだまだ十分ではないと思われまます。多くの子供たちがスポーツに親しみ、能力を向上させていくためには、指導者が重要な役割を担うことは申し上げるまでもないと思っております。今回の質問の中で、この指導者を育成するための系統立てた組織や制度の拡充が必要であることは繰り返し申し上げました。東京オリンピック・パラリンピックを四年後に控え、スポーツ振興に国を挙げて取り組んでいる今、指導者の育成環境の整備に県としてもしっかりと取り組んでいただくべきだと考えまますけれども、部長の考えをお聞きいたします。

○森人づくり・県民生活部長 県といたしましては、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの開催は、県民のスポーツ振興を図る絶好の機会と捉えております。このため、現在キャンプ地誘致を初め、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

委員から御指摘がありましたとおり、子供たちのスポーツ環境を充実させるためには、しっかりとした知識、そして指導技術を持つ指導者の存在は不可欠でございます。特に、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界のトップアスリートの育成環境を知ることができる機会がふえるわけでございます。そういった点から、指導者の皆さんにとりましても、自身の指導のあり方を見直す機会がふえるわけでございます。

県といたしましても、この機会を逃すことなく、県の体育協会、あるいは関係団体とも連携を図りまして、課長がるる申し上げましたが、研修体制の充実など指導者の養成、確保に取り組み、子供たちがそれぞれの発達段階やニーズに応じた指導を受けることができる環境の整備にしっかりと強力に努めてまいりたいと考えております。

○平井一三委員 部長から指導環境の整備を進めていくという強い御答弁をいただきました。本当にありがたく思っています。

東京オリンピック・パラリンピックまであと四年、この四年間で、スポーツ指導者育成の環境整備を整えていかなければならないと思っております。限られた時間内に実現するためには、これからの予算措置、それから強いリーダーシップが必要であろうと思っております。小川知事にもしっかりとこの件をお聞きしたいと思っておりますので、知事保留質疑をよろしく願いいたします。

○井上忠敏委員長 ただいま平井委員から申し出のありました知事保留質疑を認めることにいたします。

なお、知事保留質疑は十一月四日金曜日に行う予定でありますので、御了承願います。

○平井一三委員 終わります。（拍手）